

## IFRS Developments

# IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂の提案： 再生エネルギーに係る契約

### 重要ポイント

- IFRS第9号「金融商品」(以下IFRS第9号)の改訂案は、自己使用に係る要求事項及びヘッジ会計に係る要求事項に対するものである。また、IFRS第7号「金融商品：開示」(以下IFRS第7号)の改訂も提案されている。
- 改訂案では、未使用の再生可能電力の売却は、所定の要件が満たされる場合にのみ、企業の予想される購入又は使用の必要に従つていていることになる。
- 同様に、改訂案は、所定の要件が満たされる場合にのみ、企業は変動する名目数量の電力の予定取引をヘッジ対象に指定することを容認される。
- コメント提出期限は2024年8月7日である。

### はじめに

2024年5月8日、国際会計基準審議会(IASB)は、公開草案「再生可能電力に係る契約-IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂案」(本ED)<sup>1</sup>を公表した。本EDには以下を目的とする改訂案が含まれる。

- 「自己使用」の要求事項がどのように適用されるかを定めること
- これらの契約がヘッジ手段として使用される場合にヘッジ会計を容認すること
- これらの契約が企業の財務業績及び将来キャッシュ・フローに及ぼす影響を投資者が理解できるようにするための開示要求事項を追加すること

本改訂が適用される契約の範囲は、所定の要件を満たす再生可能電力に係る購入契約に限定される。

コメント提出期限は2024年8月7日である。IASBは、本改訂を最終基準化された後に企業が速やかに新しい要求事項を適用できるようにするための提案と共に2024年末までに最終基準化することを目指している。電力購入契約(PPA)<sup>2</sup>に関する具体的な質問を取り扱う要望書がIFRS解釈指針委員会(IFRS IC)に提出されたときから始まった本作業は、本EDで完了することになる。要望書の結果、IASBは、維持管理プロジェクトを、財務諸表がPPAによりどのように影響されるかをより適切に反映するための狭い範囲でのIFRS第9号の改訂を検討する作業計画に追加した。<sup>3</sup>

### 弊法人のコメント

狭い範囲での改訂案はフィジカル及びバーチャル両方のPPAが対象になる(バーチャルPPAでは、参照される発電施設から発電される電力量について実勢市場価格と契約で合意された価格との差額の純額決済が求められる)。今回の改訂は、フィジタルとバーチャル双方のPPAの目的は、再生可能電力へのアクセスを確保し、購入又は販売される電力単位当たりの価格を固定することにあるとの利害関係者からの指摘に対応したものである。経済的な結果は同じでも、多くの場合、電力市場の設計と運営によって、企業が締結する種類の契約が決まることになる。

<sup>1</sup> [IASB が再生可能電力契約に係る改訂を提案](#) IFRS財団のウェブサイトで閲覧可能

<sup>2</sup> 現在の市場及び地政学上の問題を考慮した「自己使用」の例外の適用(IFRS第9号「金融商品」); [IFRIC update 2023年6月](#); アジェンダ・ペーパー2

<sup>3</sup> 一部の物理的電力購入契約に対する自己使用の例外の適用—IFRS第9号の狭い範囲の修正の可能性の検討; [IASB update 2023年7月](#); アジェンダ・ペーパー12A

## 本改訂案の範囲

本改訂案は、以下の両方の特性を備えた再生可能電力に係る契約にのみ適用される。

- 再生可能電力の源泉が自然に依存するものであるため、特定の時期又は特定の数量での供給が保証できない。発電源としては風力、太陽光及び水力が例に挙げられる。
- こうした契約では、「生産量買取」の特徴により、購入者は実質的にすべての数量リスクにさらされることになる。数量リスクとは、発電される電力量が、発電時の購入者の電力需要と一致しないことをいう。

IASBは、その他の契約や項目、取引に対して当改訂案を類推して適用することはないと強調した。

### 弊法人のコメント

IASBは、意図しない影響を与えるリスクを最小限に抑えるために、改訂案の範囲についてはできる限り狭い範囲にすることを意図していた。また、改訂案は、再生可能エネルギー証書(REC)の会計処理については定めていない。

## 自己使用の例外に対する改訂案

IFRS第9号は、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融項目の売買契約には、あたかも契約が金融商品であるかのように適用しなければならない。ただし、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従って非金融項目の受取又は引渡しの目的で締結され、引続きその目的で保有されている契約は除かれる。これは、IFRS第9号の範囲に含まれない自己使用の例外として知られる。

本改訂案は、上記の適用範囲の特性を満たす契約への自己使用の例外を適用する際のガイダンスを提供する。この適用範囲の特性を満たす場合、自己使用の例外が適用されるかを確認するにあたり、企業は契約の開始時点ならびにその後の各報告日において以下を検討する。

- 契約の残存期間にわたって引き渡されると見込まれる電力量を含む、契約の目的、設計及び構成
- 引渡し後、短期間における未使用の再生可能電力についての過去及び予想される販売の理由及び、そうした販売が企業の予想される購入又は使用の必要に従つてのものであるかどうか

以下の要件がすべて満たされる場合にのみ、未使用の再生可能電力の販売は、企業の予想される購入又は使用の必要に従つたものとなる。

- 引渡される再生可能電力と引渡し時点の企業の電力需要とのミスマッチを生じさせる、数量リスクに対する企業のエクスポートから販売が生じている。
- 電力が販売される市場の設計及び運営により、企業は結果として未使用電力の販売の時期又は価格を決定する実務上の能力を有していない。
- 企業は、販売後の合理的な期間(例えば、1ヶ月)内に少なくとも同量の電力量を購入することを見込む、すなわち、企業は合理的な期間にわたって正味の購入者であり続ける。

引き渡されると見込まれる数量が、企業の予想される購入又は使用の必要に従つたものであるかどうかを評価するにあたり、企業は遠い将来の期間について詳細な見積りを行う必要はない。つまり、企業は報告日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報から予測を外挿することができる。ただし、企業は、報告日後12ヶ月より短くない期間(またはIFRS第18号のB95項の正常営業循環基準)の購入又は使用の必要について予想される変化について、報告日時点で入手可能な合理的かつ裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

IASBの目的は、自己使用の例外を評価する際の区別するものは、契約を締結した時点での(事実及び状況によって裏付けられる)経営者の意図であるという、IFRS第9号の基本原則と本提案を整合させることにある。

重要なのは、企業が必要としている以上の電力を継続的に引き渡すことが見込まれている契約を企業が締結する場合、そのような「過大な」契約は企業の予想される使用の必要に従つたものにはならない、とIASBが述べていることである。

#### 弊法人のコメント

本改訂案は、契約を締結した時点での経営者の意図を反映させることと、新しい要求事項を自己使用の例外の背景にある基本原則に整合させることを確保する必要性とのバランスを取っている。企業の購入又は使用の必要に係る変化について報告日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報に基づいて継続的に評価していくことは、自己使用の例外に関する要求事項がもはや満たされなくなる時点で契約がデリバティブに適時に分類変更されることを確保する。

正味の購入者に関する要件は、企業が契約期間にわたって頻繁で相当量の販売を行ったとしても、企業が合理的な期間にわたって正味の購入者であり続けるという条件の下でのみ、自己使用の例外の適用を容認している。後者の条件においては、合理的な期間より長い時間軸で構造的に過剰が想定される、立上げ段階にあるサイトについて設定された再生可能電力の契約は除外される可能性がある。そのような場合、ヘッジ会計を他のサイトを含む幅広い範囲の予定購入に適用することも、契約の公正価値評価で生じるボラティリティを低減する一つの選択肢になる。

### ヘッジ会計の要求事項

企業は、再生可能電力を販売又は購入する際の価格を固定させるために再生電力に係る契約を益々使用するようになってきている。しかし、IFRS第9号は一般的に、特定された名目金額又は名目数量をヘッジ対象に指定しなければならないと定めている。ヘッジ対象である名目金額又は名目数量に変化が生じるとヘッジ関係は中止になってしまうであろう。

この問題を解決するために、本EDは、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係における再生可能エネルギーに係る契約のヘッジ対象への指定に関する改訂を提案している。契約が適用範囲の特性を満たし、以下に該当し、また該当する場合にのみ、企業は電力の予定取引(販売又は購入)の変動名目数量をヘッジ対象に指定することができるとしている。

- 再生可能電力の変動数量が、ヘッジ手段が関係するヘッジ対象として定められている。
- 上記で指定された変動数量の電力の予定取引(販売又は購入)が、可能性が非常に高い将来の電力取引の数量を超えることはない。ヘッジ手段が、発電施設からの将来の再生可能電力の販売合計金額に比例的に関係する場合、そうした予定販売の可能性が非常に高いことは要求されない。

IFRS第9号で要求されている適格なキャッシュ・フロー・ヘッジ関係を会計処理するためには、企業は、ヘッジ手段を測定するときに用いたものと同じ数量の仮定を用いてヘッジ対象を測定しなければならない。従って、固定名目数量と変動名目数量との比較によって生じるヘッジの非有効性にヘッジ関係が影響されることはない。ただし、ヘッジ対象を測定するために使用するその他の仮定とインプット(価格設定に関する仮定を含む)は、すべてヘッジ対象の性質及び特性を反映するものとし、ヘッジ手段の特性を織り込んではならない。

#### 弊法人のコメント

改訂案は、対象となる契約に関する実務的な解決策を提供しているが、企業はヘッジ関係の非有効性の発生源が他にも存在していることに留意しなければならない。たとえば、購入と発電の時期の相違、スポット購入量と発電量の相違、又は直物価格のベース部分の相違(購入と発電とが異なる法域になる場合)

## IFRS第7号の金融商品の改訂の提案-開示

適用範囲の特性を満たす再生可能電力に係る契約の当事者である企業は(自己使用の例外又はヘッジ会計の適用に関係なく)、これらの契約が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えることになるかに関する情報を開示しなければならない。具体的には企業は以下を開示しなければならない。

- 当該契約の条件。契約条件の例としては、契約の残存期間及び価格設定の種類が挙げられる。
- 純損益を通じて公正価値で測定されない再生可能電力に係る契約については、以下のいずれか
  - 報告日現在の当該契約の公正価値
  - 契約の残存期間にわたって、販売者が販売を見込む、又は購入者が購入を見込む再生可能電力の数量。企業はこの情報を、当該期間を、1年以内、1年超5年以内、5年超という範囲に区分して提供することが認められる。

また、販売者及び購入者が報告期間の間に当該契約が財務業績にどのように影響したかを示すことになる具体的な開示の要求事項も存在する。特に、販売者と購入者は、当該報告期間に販売又は購入された電力の合計に占める当該契約の対象となっている再生可能電力の割合を開示しなければならない。

IASBは、企業が契約ごとの情報を個別に開示するという意図ではないということを明確にしている。

### 弊法人のコメント

企業は、適切な集約のレベルを判断して、開示が利用者にとって理解可能で意味あるものにしていく必要がある。

IASBは、提案されている開示要求事項の便益は、当該要求事項の適用のコストを上回ると見込んでいる。残存期間にわたって販売又は購入が見込まれる電力量によって、投資家は、契約の公正価値を計算しなくとも、将来のコミットメントの規模を理解することができる。契約で合意された価格に関する情報は、商業的に機密性が高いことを考慮し、当該情報が求められることはない。

## 経過措置

IFRS第7号の開示に関する改訂は、IFRS第9号の改訂が適用される時点で適用しなければならない。

自己使用の例外に関する改訂案に関しては、企業は過去の期間の修正再表示は求められず、修正再表示をする場合は事後の判断を用いるものであってはならない。企業が過去の期間を修正再表示しない場合、企業は従前の帳簿価額と改訂が適用開始される報告期間の期首時点の帳簿価額との差額を、当該報告期間の期首利益剰余金に認識しなければならない。

ヘッジ会計に係る改訂案は、当該改訂が適用開始される日以降に指定される新しいヘッジ関係について将来に向かって適用しなければならない。さらに、企業は、当該改訂の適用開始日以前に指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象の指定を、ヘッジ関係を中止せずに変更することが認められる。だが企業は、当該改訂が適用される時点で既に中止されているヘッジ関係を復活させることは認められない。

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーサス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。

詳しくはey.com/ja\_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。  
本資料は 004599-24Gbl の翻訳版です。

ey.com/ja\_jp